

ジョーシン まごころ長期修理保証

修理保証規定

- 加入証書記載の保証期間内において、取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で故障した場合（次項の「保証が受けられない場合（主な例）」を除く）に、保証期間中の税込修理料の合計が保証限度額（税込商品購入金額）に達するまで無料修理いたします。

※メーカー保証期間中は当保証は適用されず、各メーカーがその保証規定範囲内で保証します。

※パソコンについては保証が適用される1回の修理につき、1万円までの税込修理料をご加入者に自己負担していただきます（「パソコン3年間保証」「法人3年間保証」「中古ロングラン」には自己負担金はありません）。

- 保証が適用される修理見積額（パソコンの場合は加入者自己負担額を差引いた保証適用額）が残保証額（保証限度額から既に保証が適用された額を差引いた残高）を上回る場合、または部品入手不能などの理由により修理が不可能な場合（メーカーより修理扱いとして代替品が提供される場合を除く）は、ジョーシン各店（一部店舗を除く）にてご利用いただける残保証額相当分のポイント（またはお買物券）を発行いたします。

※ポイント（またはお買物券）発行額は残保証額より見積・診断料および出張料（出張時のみ）を差し引いた金額となります。

※残保証額の超過額をご負担いただき、修理することも可能です。

※6年目からの保証において、部品入手不能により修理が不可能となった場合、残保証額相当分のポイント（またはお買物券）は、税込商品購入金額の30%が上限となります。

- 当保証の中途解約はできません。
- 当保証は保証適用額の合計が保証限度額に達した場合または残保証額相当分のポイント（またはお買物券）が発行された時点で失効します。
- 次の場合は、お買上げ店または最寄りのジョーシンまで速やかにご通知下さい。なお、ご通知は加入者ご本人様に限ります。
 - (1)ご加入者の氏名、住所、電話番号の変更があった場合。
 - (2)ご加入商品を第三者に譲渡された場合。ご通知が遅れた場合、当保証の適用が出来ない場合がありますのでご注意ください。
- 当規定につきましては予告無く変更される場合がございますが、その場合は加入申込時の規定を適用させていただきます。
- 当保証の不正利用が発見された場合は、当社は当保証を直ちに無効とすることができません。なおその場合、加入料の返還はいたしません。
- 当保証に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を、合意による専属管轄裁判所とします。

【本人確認方法】

<修理ご依頼の際>

商品型番・氏名・住所・電話番号の一致をもってご本人（またはご家族）と判断いたします。

<加入内容照会・加入証書再発行依頼・加入者住所氏名変更依頼の際>

氏名・住所・電話番号・加入商品名・メーカー名・証書番号・ジョーシンカード会員番号等加入内容の複数一致をもってご本人と判断いたします。

※いずれの際も、必要に応じて運転免許証などの提示を求める場合や折り返し電話により本人確認をする場合があります。

※上記に定める方法に従い、本人確認を実施したうえの取引については、当保証の不正利用、その他の事故があった場合でも、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。

【個人情報の取扱い】

ご加入商品の譲渡等の際にご提供いただく個人情報は、長期修理保証サービスの提供のためにのみ活用し（法令に基づく場合を除く）、ジョーシングループ情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に則り、適正かつ安全に取り扱います。

修理のご依頼その他のお問い合わせは、最寄りのジョーシンまでお申し付け下さい。

＜次項の「保証が受けられない場合（主な例）」をよくお読み下さい。＞

■保証が受けられない場合(主な例)

1. メーカー保証期間中の故障(各メーカーがその保証規定範囲内で保証します)
2. 当社または当社が指定する修理会社以外で修理されたとき
3. 修理ご依頼時に加入証書(メーカー保証期間中は、メーカー保証書)のご提示がない場合
4. 加入証書に型番、販売店名、保証期間の記入がないとき、あるいは字句を書き換えられたとき
5. 保証期間終了後、修理依頼がなされたとき
6. 破損・汚損・水濡れ(腐食を含む)・移設・移動・輸送・落下等、その他一切の外部要因による故障および損傷
7. 盗難、置き忘れまたは紛失によるとき
8. 地震・風水害・落雷、その他天災地変および火災・爆発・破裂・塩害・ガス害・公害・異常電圧による故障および損傷
9. 自然消耗・摩擦・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色、その他類似する事由またはねずみ食い・虫食い・虫混入等による故障および損傷
10. 外観のキズ・塗装の剥離・汚れ等、外観上の損傷で使用上支障のない場合
11. 故意または重大な過失による故障および損傷
12. 使用上の誤り、不当な修理や加工・改造による故障および損傷
13. 商品ご購入後に取付けられた付加物の故障および損傷またはそれに起因する故障および損傷
14. プログラム、データ、ソフトウェア、記録媒体など機器本体以外に生じた損害およびソフトウェア上の原因による不具合(ウイルス感染を含む)
15. 機器本体内の記録媒体(HDDやメモリ等)に記録されたデータが消失した場合のデータ復旧作業
16. 一般家庭用以外(業務用の長時間使用、車輦、船舶への搭載を含む)に使用された場合の故障および損傷 ※「法人3年間保証」は業務使用の場合でも保証対象になります。
17. 確認しても故障の症状が確認出来ない場合およびそれに伴って発生する診断料、出張料等
18. 部品交換を伴わない点検・調整等の作業および機器本体の修理以外の作業
※保証対象外となる主な作業は次の通りです。
◆チャンネルプリセット・機器接続・ヘッドクリーニング・針圧調整 ◆各種内部クリーニング ◆各種フィルター清掃
◆各種オーバーホール ◆その他同様の作業
19. 消耗部品の交換
※保証対象外となる主な消耗品は次の通りです。
◆バッテリー類、電池類、ネジ類、カード類 ◆照明器具の直管・管球・電球・セット類 ◆調理機器全般の内釜(テフロン加工のはかり等による交換を含む)・内鍋・中ビン・フタ・受皿・カップ・カッター・焼網 ◆クリーナーのジャバラホース(スイッチ部分の故障は対象)・床ブラシ(モーター部分の故障は対象)・パイプ・紙・パック ◆扇風機・換気扇の羽根・ガード ◆シェーバーの刃 ◆フィルター類、バッキン類 ◆ソフトウェア類、PCカード類、ケーブル類 ◆インクカートリッジ、インクボン、インクナー ◆レコード針 ◆その他同様の消耗品
20. 腕時計のガラス・ケース・バンド・リュース・文字盤・針等の交換
21. 電池の液漏れによる故障および損傷
22. メーカー保証対象外の付属品、アクセサリ類などの故障および損傷
23. 当社が定める持込修理対象商品(パソコン・パソコン関連商品を含む)の出張料および引取料
24. 日本国外での使用によるとき(This warranty is valid only in Japan.)
25. メーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかると修理
26. 対象商品の故障に起因して生じた身体障害および対象商品以外の財物の損害
27. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変、暴動または公共機関による差し押さえ、没収、破壊、処分によって生じた損害
28. 核燃料物質、放射能によって生じた損害
29. 電波障害、通信回線の異常による故障
30. 情報機器修理後の初期設定(インターネット等の各種設定)
31. 加入者自己負担金(パソコン5年間保証における1万円までの税込修理料)
32. 加入者が保証期間内のいずれかの時点において反社会的勢力に属すると判明した場合
※反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

加入証書は保証を適用する際の重要な書類となっておりますので、メーカー保証書と共に大切に保管して下さい。また、直射日光の当たる場所や財布などの密閉された中で長期間保管するのはお避け下さい。万一記載内容が消失した場合は加入証書の再発行をいたしますので、最寄りのジョーシンまでお申し付け下さい。(再発行のご依頼は加入者ご本人様に限ります。)

まごころサービスの

Joshin